

漏水調査委託業務仕様書

総 則

(摘要範囲)

本仕様書は、愛南町水道課（以下「甲」とする）が委託する上水道の「漏水調査委託業務」に適用する。

(目的)

本業務の目的は、管路調査を実施することで、安全で安心安定した水道水を供給することに寄与するとともに、漏水箇所を早期発見し修繕による有収率の向上を目的とする。

また、調査により収集したデータは、施設管理及び管路変更等の施設改善を検討する資料とするため、「甲」の管理するコンピュータに対応可能なデータの作成を含めて受託者によって実施する。

(法令の遵守)

受託者（以下「乙」とする）は、本業務の履行にあたり、水道法のほか労働関係法令、その他関係法を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

「乙」は、業務上秘密、賞与または提供された資料、本業務の履行上で知り得た一切の事項及び個人情報等を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び業務終了後においても同様とする。

なお、個人情報とは、業務実施に伴い知り得た情報のうち、特定の個人が識別されるもの、または識別されるおそれがあるものをいう。

「乙」は、本業務を行うにあたり、業務により得られた情報保護及び情報漏洩防止の重要性を認識しなければならないものとし、情報マネジメントシステムである「ISMS」または「プライバシーマーク」の認定書の写しを提出すること。

また、これらを取得していない場合は情報セキュリティの取り扱いに関する上記の認定と同等の管理体制が確認できるもの（マニュアル、規定等）を提出すること。

(貸与資料の扱い)

「乙」は業務に関して「甲」より貸与される資料類については、紛失・破損することのないよう丁寧に扱い、使用後は直ちに「甲」に返却しなければならない。また、「甲」の許可なくみだりに複製・他への公開・第三者への貸与等を禁止する。

(業務責任者等の届出と設置)

「乙」は業務の着手に先立ち、業務責任者・主任技術者・調査技術者の経歴書を「甲」に提出し承認を得なければならない。また、業務責任者は、業務に関する総括責任者とし上水道の漏水調査及び管路探知に関する技術を熟知する者で実務経験を5年以上の者とする。主任技術者は実務経験年数を10年以上有する者で水道管路施設管理技士2級以上を有する者とし、受託後に実務経験及び資格書の写しを提出すること。

各調査班の調査技術者には5年以上の漏水調査実績を有する者を1名以上配置するものとする。

(業務責任者の責務)

業務責任者は、「甲」と打ち合わせ・協議・申請等において綿密な連携を取り、業務を遅延なく完了させなければならない。

(責任範囲)

工期内において、調査対象地区に異常が発生した場合には、早急に調査を行わなければならない。

(業務従事者の資質向上)

「乙」は維持管理業務に通じた業務従事者の育成を図り、業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。また、業務従事者は、常に施設の状態、状況を正確に把握し、業務を遂行し、「甲」の日常業務の妨げにならないように注意しなければならない。

(業務従事に関わる証明書等)

本業務の実施にあたり、「乙」は外業作業中においては身分証明書を常時携帯し、現地調査のために敷地内や家屋等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ所有者等の了解を得て作業を実施する。

また、水道使用者等より身分の照会を受けた場合は、身分証明書を提示するとともに、誠意をもって対応しなければならない。

(安全管理)

「乙」は、業務実施にあたり、常に安全に留意し事故や災害に努めなければならない。

①労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生防止に努めなければならない。

②業務の履行場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障を生じないように、必要な措置を講ずること。

③業務の履行にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに「甲」に書面により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

(提出書類等)

1. 作業着手時
・着手届

- ・作業計画書
 - ・工程表
 - ・業務責任者届、主任技術者届
 - ・技術者経歴書及び資格書（写）
2. 作業期間中
 - ・作業日報（漏水位置報告を含む）
 - ・協議事項書（議事録）
 - ・承認申請書
 3. 作業完了時
 - ・完了届
 - ・工程表（出来形時）
 - ・作業写真
 - ・調査報告書
 - ・データ資料及び記録媒体

（契約内容の変更）

業務遂行中に発生する契約内容の変更については、その内容が軽微な場合については「甲」の指示に従い、大幅な変更が伴う場合については、事前に「甲」に申し出、別途協議のうえ、解決を図るものとする。

（疑義の解釈）

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上定めるものとする。